

令和7年7月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
(うち電気シェーバー 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9 件
(うち電動アシスト自転車 1 件、ポータブル電源（リチウムイオン） 1 件、
ノートパソコン 1 件、扇風機（充電式、携帯型） 1 件、エアコン 1 件、
自転車 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件、電気ケトル 1 件、
扇風機（充電式） 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500353	令和7年5月19日	令和7年7月18日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月30日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500344	令和7年5月19日	令和7年7月17日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月2日
A202500345	令和7年5月24日	令和7年7月17日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品をバイクのサイドボックスに入れて走行中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月8日
A202500346	令和7年7月9日	令和7年7月17日	ノートパソコン	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500347	令和7年6月17日	令和7年7月17日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	当該製品を充電後、スイッチを入れたところ、当該製品の内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月8日
A202500348	令和7年7月7日	令和7年7月17日	エアコン	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	製造から15年以上経過した製品 令和7年7月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500349	令和7年6月16日	令和7年7月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月9日
A202500350	令和7年6月2日	令和7年7月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品から出火し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年7月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月14日
A202500351	令和7年7月4日	令和7年7月17日	電気ケトル	火災	当該製品を使用中、異臭とともに当該製品から発火し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500352	令和7年6月25日	令和7年7月18日	扇風機(充電式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気シェーバー（管理番号：A202500353）

